令和８年１１月１２日
川 崎 市 財 政 局

川崎市ふるさと納税返礼品等募集要項

１　目的

川崎市では、ふるさと納税制度の活用による一層の収入確保を目指すため、寄附者への返礼品等を募集します。ふるさと納税制度を活用するにあたっては、本市の課題解決を行うとともに、川崎市ならではの特徴を主張できる市内の魅力ある資源を発掘、再確認し、地域経済の活性化、市内外への魅力のＰＲ、イメージの向上、観光誘客等を図るものとします。

２　募集条件

（１）取扱事業者について

寄附者への返礼品等として、商品やサービスを提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「取扱事業者」という。）は次の要件に全て適合すること。

ア　各種法令に沿った生産・製造・販売・表示等を行っていること。

イ　市税を滞納していないこと。

ウ　返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。

エ　代表者等が、川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

オ　神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項に規定に違反していないこと。

カ　返礼品を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記エ、オのいずれかに該当することを知りながら相手方と契約を締結していないこと。

（２）返礼品等について

次の要件を全て満たしている商品であること。

ア　平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、この告示に関する総務省通知（令和 7 年 6 月 24 日付け総務省告示第 220 号における地場産品基準の改正等）に適合するものであること。

イ　公序良俗に反しないものであること。

ウ　自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。

エ　品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）

オ　飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費または賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を

事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。

カ　サービスの提供等の場合は、川崎市内で提供されること。また期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から１年間以上あること。

キ　キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。

ク　本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

ケ　本市が求める場合に、返礼品の紹介等のため原則として無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認ができること。

コ　４に示す返礼品等の取りまとめ事業者の宅配業者（以下、「宅配業者」という。）により配送が可能なものであり、かつ、発注後、速やかに発送できるものであること。

（３）返礼品等の価格及び寄附金額の設定

ア　返礼品等の価格は、下限は 1,500 円で、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。

イ　設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品等の価格に含めてください。なお、設置等の手続きは取扱事業者が行ってください。

ウ　寄附金額は、ア及びイに基づく返礼品等の価格が、寄附金額に 10 分の３を乗じた金額以内となるよう本市が決定します。

（４）費用負担

ア　送料は、本市が負担します。返礼品価格に対して送料が大きい場合については、送料の一部を寄附額に上乗せする場合があります。なお、返礼品等を梱包した状態で宅配業者の規格（縦横高さ３辺計が 200 ㎝まで、重量が 30kg まで）を超える場合には取扱事業者が、発送の手続きを行うこととします。この場合には送料について、一時的に立替払いが発生します。

イ　倉庫等の物流拠点を活用して発送する場合の送料について、取扱事業者から物流拠点への送料は、取扱事業者の負担とします。ただし、特別な理由がある場合、取扱事業者から物流拠点への送料を本市が負担する場合があります。

ウ　商品の梱包に係る費用及び大型の返礼品で発送に設置が伴う場合の送料は取扱事業者の負担とします。

エ　寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、取扱事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

オ　代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

３　取扱事業者の特典等

（１）ふるさと納税の専門インターネットサイト（以下、「ポータルサイト」という。）に返礼品等の画像、商品名、事業者名などを掲載します。ただし、返礼品等の内容・在庫数量等によっては、本市が導入しているポータルサイトのうち一部への掲載とする場合があります。

（２）本市が導入しているポータルサイトには、現地決済型ふるさと納税もあるので、その活用ができます。

（３）返礼品等の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。積極的に同梱し、自社ＰＲに活用ください。

（４）返礼品等の送料は、上記２（４）アのとおり、本市が負担します。

（５）市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

（６）取扱事業者は、本市のふるさと納税返礼品等取扱事業者であることを商品の宣伝や会社のＰＲに活用することができます。積極的に商品宣伝を行い、売上げの増につなげるとともに、寄附額の増にもご協力ください。

４　返礼品等取扱業務の取りまとめ事業者

（１）寄附受納に係る業務のほか、返礼品等の開発や発注・配送管理、取扱事業者との契約、クレーム対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品等取扱業務全般を、次の事業者（以下「取りまとめ事業者」という。）へ委託しています。

（２）取扱事業者は、返礼品として登録が決定された後、取りまとめ事業者と返礼品の提供に係る契約を取り交わしていただきます。

【取りまとめ事業者】

＜返礼品事業者対応＞

シフトプラス株式会社　埼玉営業所

埼玉県熊谷市筑波２－４８－１　熊谷大栄ビル１階２号室

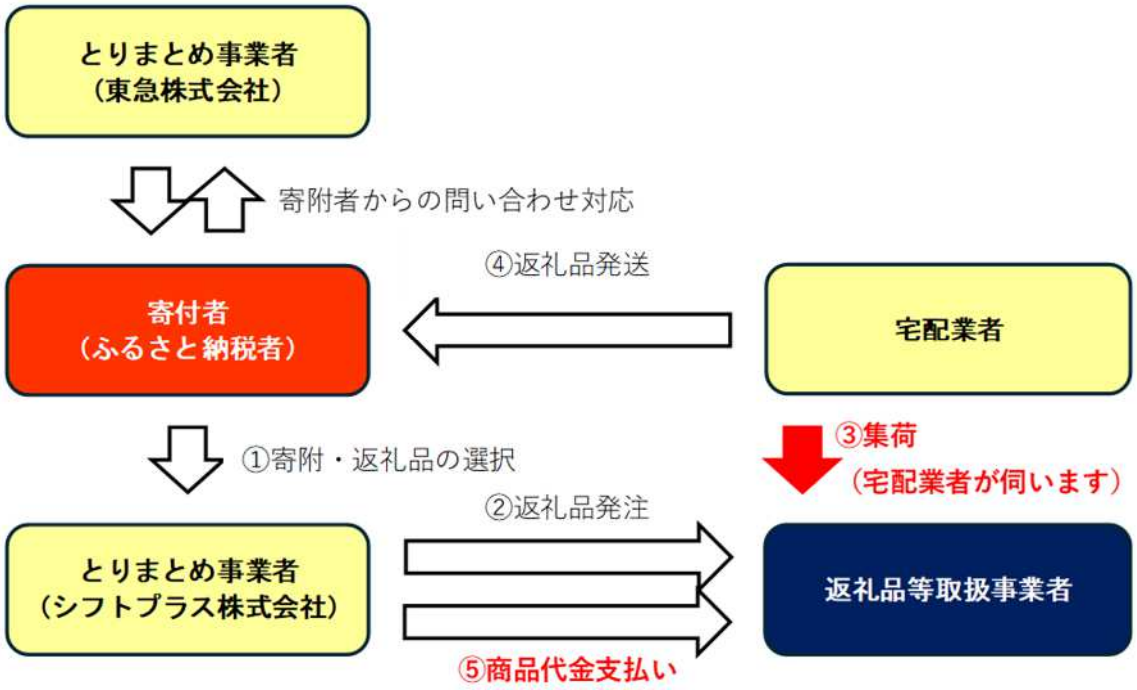
※問い合わせ窓口　シフトプラス株式会社　050-5538-7985（代表）

＜寄附者対応＞

東急株式会社

東京都渋谷区桜丘町３１－１５　ＪＭＦビル渋谷０２　３Ｆ

５　返礼品等の発注・発送の流れ



６　申込方法

（１）募集スケジュール

募集期間及び審査結果　随時受付により毎月末までに申込があった分について、審査のうえ、原則として翌月末までに審査結果を通知します

ポータルサイト掲載　登録の決定通知後、取りまとめ事業者との契約やポータルサイトへの登録作業が整い次第、順次掲載します

※　総務省の審査状況や年末等の繁忙状況によっては、時期がずれる場合があります。

（２）提出書類

ア　「川崎市ふるさと納税返礼品等登録申込書」（第１号様式）

イ　事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料

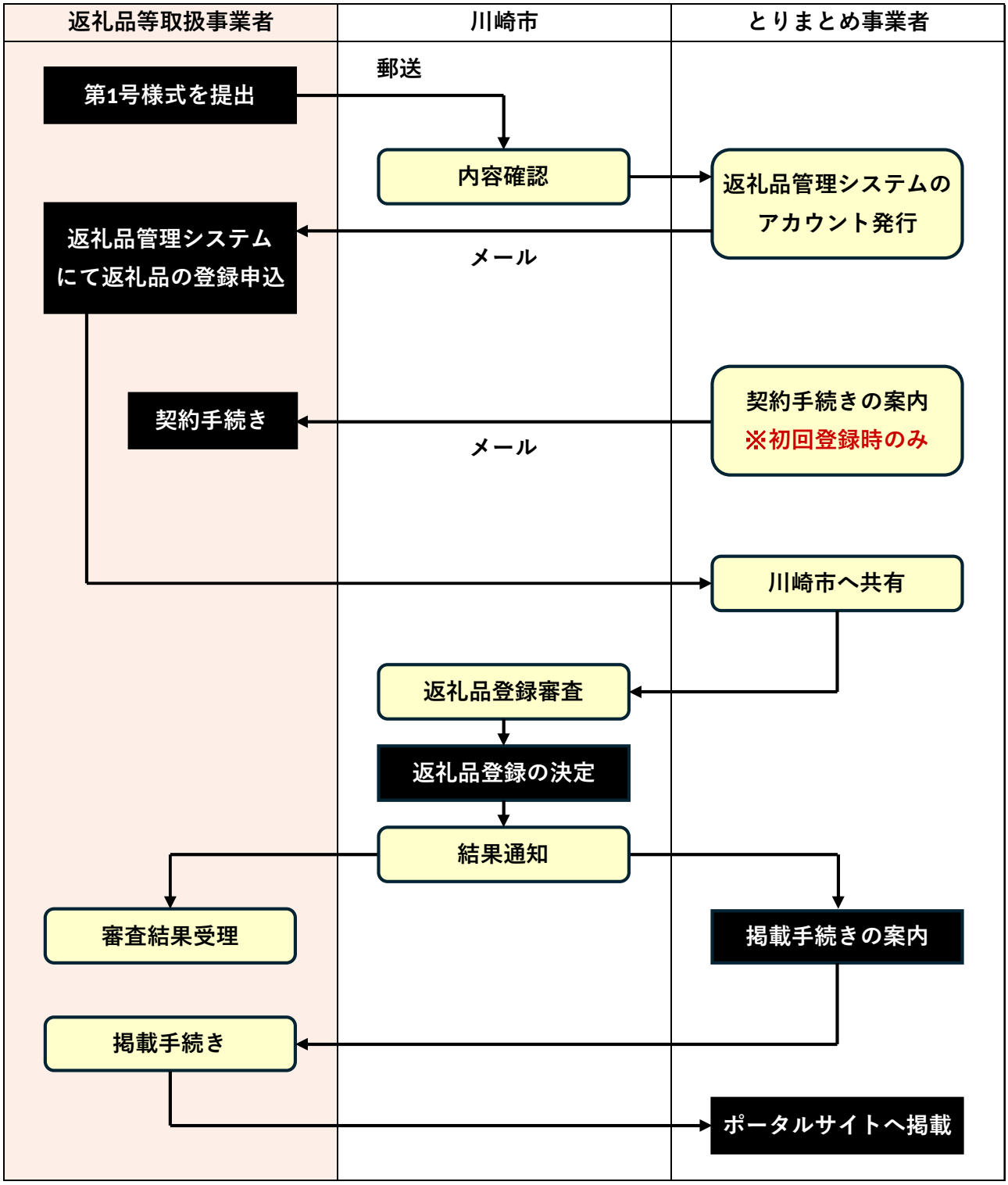
※ 申請いただいた後、返礼品等に関する質問事項への回答や、補足資料等の追加提出を市から求める場合があります。

（３）提出方法

「６－（２）－ア　川崎市ふるさと納税返礼品等登録申込書（第１号様式)」は、「６－（５）－ア」に記載の宛先へ郵送してください。

「６－（２）－エ　事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料」は、「６－（５）－ア」に記載の宛先へ原則 E-mail により提出してください。E-mail により提出できない場合は郵送で提出してください。なお、事業者概要について、ホームページ等で確認できる場合は、そのアドレスを提出時のメールにご記載いただくことで、提出を省略することができます。

（４）ポータルサイト掲載までの流れ



（５）申込書提出先

ア　川崎市役所　財政局財政部寄附財源担当
〒210 - 8577　川崎市川崎区宮本町１番地
TEL：044-200-3592
E-mail：23kifu@city.kawasaki.jp

イ　シフトプラス株式会社　埼玉営業所
〒360-0037　埼玉県熊谷市筑波２－４８－１　熊谷大栄ビル１階２号室
TEL：050-5538-7985（代表）
E-mail：item@kawasaki.furusato-lg.jp

７　審査結果の通知

（１）申込内容について、募集条件を踏まえて審査し、その結果を通知します。
（２）返礼品等として登録された商品は、ポータルサイトに掲載します。
（３）当該商品を返礼品等として登録する期間は、登録した日の属する年度の次年度の９月末日までとし、取扱事業者及び本市の双方で合意した場合は登録期間を１年間延長します。（ただし過去１年間の申込件数が１件に満たなかった場合は、延長しない場合があります)。

８　登録内容の変更

（１）登録された事業者の所在地、名称若しくは代表者、その他変更があったときは、「川崎市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録内容変更・廃止届」（第２号様式）を「６－（５）－イ」に記載の宛先へ原則 E-mail により提出してください。E-mail により提出できない場合は郵送で提出してください。
（２）返礼品等の内容等を変更するときは、「川崎市ふるさと納税返礼品登録内容変更・廃止届」（第３号様式）を「６－（５）－イ」に記載の宛先へ原則 E-mail により提出してください。E-mail により提出できない場合は郵送で提出してください。
（３）前項の書類の提出があったときは、７の規定を準用するものとします。

９　登録の解除等

次の場合は、返礼品等の登録を解除し、又はポータルサイト等への掲載を停止します。
（１）取扱事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
（２）登録期間が満了し、更新しないとき。
（３）取扱事業者又は返礼品等が２に規定する事項を満たさなくなったとき。
（４）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
（５）返礼品等の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
（６）他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて

当該他者の同意が得られなくなったとき。
（７）申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
（８）申込内容に虚偽があったとき。
（９）市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
（10）返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、取扱事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
（11）その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

１０　優先的に取り扱う返礼品等について

次の返礼品等については、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。
（１）全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント等に関連するもの
（２）多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
（３）寄附募集事業に関係性があるもの

１１　個人情報の取り扱いに関する特記事項

（１）取扱事業者は、返礼品等の取り扱いにあたり、個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令を遵守してください。
（２）寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的で使用できません。ただし、返礼品等の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から取扱事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は対象外です。

１２　その他留意事項

（１）寄附者が川崎市民である場合、返礼品等は送付できません。
（２）返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
（３）本市の行う返礼品等の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品等を適宜決定することがあるほか、掲載順序は一任して頂きます。
（４）返礼品等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について取りまとめ事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
（５）取扱事業者は、各々のホームページにおいて、ポータルサイトのバナー広告及びリンクを掲載するとともに、市外で取扱事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のＰＲに努めてください。
（６）申込に係る提出書類、資料の返却は致しません。
（７）この要項に適合しても、本市が返礼品等として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。

（8）この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

１３　お問合せ先

シフトプラス株式会社　埼玉営業所
〒360-0037　埼玉県熊谷市筑波２－４８－１　熊谷大栄ビル１階２号室
TEL：050-5538-7985（代表）
E-mail：item@kawasaki.furusato-lg.jp

参　考「地場産品基準」

１　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
２　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
３　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
イ　当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
ロ　当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
４　返礼品等を提供する市町村又は特別区の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
５　地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
イ　形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
ロ　指定対象期間の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の９月３０日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
ハ　指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
ニ　指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
６　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7の2　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ　当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

7の4　当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれ かに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。